

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 23 回一般原則部会

日時 : 2006 年 4 月 10 日 (月) ~ 4 月 14 日 (金)

場所 : パリ (フランス)

議題

1 .	議題の採択
2 .	本部会に付託された事項
	a) コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
	b) 前回の一般原則部会から付託された事項: 食品衛生部会の作業の運営について
3 .	食品安全のためのリスク分析についての作業原則原案
4 .	食品の国際貿易における倫理規範の改訂原案
5 .	コーデックス手続きの改正案
	a) 執行委員会の構成メンバーの任期
	b) 地域調整国と地域ごとに選出された執行委員会メンバーのそれぞれの役割
6 .	コーデックス規格及び関連文書の策定手続きの見直し
	a) 手続きの改正原案 (インドからの提案)
	b) コーデックス規格及び関連文書の策定手続きのステップ 8 における検討 (経済的影響に関連する文書の検討も含む) のための指針、コーデックス規格の改訂と修正の手続きのための指針、無期限に休止している部会で策定されたコーデックス規格の修正手続きの見直し
7 .	コーデックス規格の一般原則の見直し
8 .	コーデックス規格及び関連文書の採択に関する「interim (暫定)」という用語の検討
9 .	食品安全に関するリスク分析における用語の新しい定義の提案 (ニュージーランドからの提案)
10 .	手続きマニュアルの構成及び体裁についての検討
11 .	その他の事項及び今後の作業
12 .	次回会合の日程及び開催地
13 .	報告書の採択

第 23 回一般原則部会(CCGP)概要

1．開催日及び開催場所

平成 18 年（2006 年）4 月 10 日（月）～4 月 14 日（金）
パリ（フランス）

2．参加国及び国際機関

68 カ国 1 加盟機関 1 オブザーバー国 16 国際機関 （合計 210 名）

3．我が国からの出席者

厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課国際食品室長	梅田 珠実
内閣府食品安全委員会事務局情報・緊急時対応課課長補佐	熊谷 優子
内閣府食品安全委員会事務局評価課係員	西窪 大輔
厚生労働省医薬食品局食品安全部参与	吉倉 廣
農林水産省消費・安全局消費・安全政策課課長補佐	宮廻 昌弘
農林水産省消費・安全局消費・安全政策課課長補佐	尾崎 道

テクニカルアドバイザー

東京大学医学部附属病院企画情報運営部助教授	今村 知明
-----------------------	-------

4．議論の概要

主要議題は以下の通り。

議題 3 ：食品安全のためのリスク分析についての作業原則原案

加盟国政府を対象としたリスク分析原則の文書について、策定の必要性の有無等を巡り依然として意見が分かれたが、作業部会を設置して、加盟国政府向けのリスク分析に関するガイダンスを必要とする論理的根拠を明確にし、その根拠を満たしうる成果を記述し、簡潔で分野横断的なリスク分析適用原則案を作成することで合意した。作業部会は、カナダを座長、チリ及びノルウェーを副座長とし、2006 年 9 月又は 10 月にブリュッセルで開催されることとなった。本作業は、2008 年の採択を目標とすることとした。

議題 4 ：食品の国際貿易における倫理規範の改訂原案

本議題については、本部会からの付託により、現在、食品輸出入検査・認証制度部会（CCFICS）において、「安全ではない、不適切な、または輸出国

の安全基準を満たさない食品の輸出」に関し、CCFICSの所掌の範囲で勧告すること及び輸入食品の監視システムが不十分な国の問題を解決するガイダンスを提供すること、の可否について検討が始められたことから、その議論の結果を待つこととし、次回本部会まで作業を中断することとした。また、2009年までに改訂についての結論を出すことで合意した。

議題8：コーデックス規格及び関連文書の採択に関する「interim（暫定）」という用語の検討

第27回コーデックス総会において、「暫定（interim）」という用語について明確にする必要があるとの意見が出されたことを受けて、本部会にその定義の検討が求められていたもの。本部会は、下記の方針を了承し、総会に承認を求めることとした。

- 総会は、コーデックスのリスク分析作業原則に基づき、総会が認める専門家組織、あるいは、専門家会合の科学的助言を根拠としない食品安全の規格を、一時的（temporary）または暫定的（interim）の名称に関わらず、ステップ8で採択すべきではない。
- 規格案が上記の国際的なリスク評価に基づく場合、総会はこれを採択すると同時に、近い将来再検討することを確認することも可能であるが、その場合も、法的な観点からも位置付けが曖昧となりうる、一時的（temporary）または暫定的（interim）という用語を原則として用いるべきでない。
- 総会は、一定の期間のみ効力を持つ規格採択には慎重であるべきである。もしそのような規格を採択する場合は、自動的に期限切れとなる時期を明確にすべきである。

議題9：食品安全に関するリスク分析における用語の新しい定義の提案（ニュージーランドからの提案）

ニュージーランドから、「リスクベース（risk-based）」及び「リスク管理の枠組み（risk management framework）」の定義案が示されたが、提案された概念は、「議題3 食品安全のためのリスク分析についての作業原則原案」と関連があることから、同議題検討のために設置された作業部会への参加者が、作業部会の開催時に非公式な意見交換を実施することが提案された。ニュージーランドが討議資料を改訂し、次回本部会にてさらに検討することで合意した。